

第25回農業WGでの質問に対する農林水産省回答

委員からの質問

1. 農業WGの議場で示された質問

- (1) 欧米諸国において、生乳からどのように牛乳や加工品に振り分けられ、その割合はどうなっているのか。欧米においても、バターなど加工品は需給の調整弁として政策的に明確に位置づけられているのか。関連資料とともにご説明いただきたい。【回答：P 1】
- (2) バターの通常の輸入及び追加輸入について、入札参加資格を具体的にご教示いただきたい。また、昨年、本年の具体的な落札者（企業名等と落札量。企業名が情報非公開対象でどうしても困難なら業種名）をご教示いただきたい。【回答：P 2、3 及び参考資料】
- (3) 11日の配布資料P 22における社内消費、社外販売の経年推移についてご教示いただきたい。また、社外販売のうち、乳業メーカーの関連会社で消費されている量を把握されていれば、併せてご教示いただきたい。【回答：P 4】
-

2. 追加で示された質問

- (4) 恒常的にバター不足が続いている原因について、消費者にわかるように端的にご説明いただきたい。（農林水産省の先般のご説明では、水際での輸入量は十分な量とのことでしたが、一方で消費者には行き届いていない実態もあるようです。この原因について、単に供給不安という消費者心理によるもののみとお考えか。ご見解をお伺いしたい。）【回答：P 5】
- (5) (4)に関連し、バター不足に対するこれまでの取組と今後講じようとする取組の違いについて、消費者にわかるよう端的にご説明いただきたい。【回答：P 5】

(1)に対する農林水産省回答

1. 農業WGの議場で示された質問

(1) 欧米諸国において、生乳からどのように牛乳や加工品に振り分けられ、その割合はどうなっているのか。欧米においても、バターなど加工品は需給の調整弁として政策的に明確に位置付けられているのか。

(答)

- 1 生乳は、各国での需要を踏まえて、乳業等が牛乳や加工品に振り分けている。
- 2 また、生乳は毎日生産される一方、腐敗しやすく貯蔵性のない液体であることから、欧米においても、長期保存が可能なバターなど加工品は需給の調整弁として、①乳製品価格下落対策の対象品目となったり、②輸出品目となっている。
- 3 価格下落対策としては、例えばEUでは以下の措置が講じられている。
 - ① 民間在庫補助 (Private Storage Aid : P S A)
需給の緩和状況をみながら欧州委員会が期限を定めて実施するもので、民間企業が保管するバター、脱脂粉乳及びチーズの保管費用の一部が補助される。対象となる乳製品を申請した期間 (90~210日間) 市場から隔離することで、需給を引き締めて域内市場価格の底上げを図るためのものである。現在の発動は、2014年8月のロシアの禁輸措置への対処として、同年9月から実施され、価格の低迷が続いていることから3度にわたって期間が延長されており、実施期間は2016年2月29日までとなっている。
 - ② 公的買入制度
乳製品相場の安定を図るため、バターや脱脂粉乳の各加盟国卸売価格が基準価格を下回った場合、加盟国の機関が製造業者又は取扱業者の申請に基づき同価格で買入れるもので、EU全体でバター、脱脂粉乳合わせて年間15万9千トン。通常、3月1日~9月30日の間の措置であるが、今年度は乳製品市況の悪化を受けて2月29日まで延長することが決定済み。
- 4 なお、酪農主産国であるEU、米国、豪州、NZ等においては、需要を上回る生産分は脱脂粉乳やバター、チーズ等の加工品として輸出に向けられることによって、国内の牛乳乳製品の需給調整が行われている。なお、乳製品の輸出に関して、かつてEU、米国では、輸出補助金を交付していたが、現在は廃止されている。

(2)に対する農林水産省回答

(独) 農畜産業振興機構におけるバターの入札について

1. 入札参加資格

輸入バターが国内で適切に流通、使用されることを目的として、入札に参加できる者には、以下の3つの区分を設けている。国内でバターを扱っている者は、このいずれかの区分に該当すると考えている。

なお、通常の輸入と追加輸入において、入札参加資格についての差はない。

(1) バターを使用する食品製造業者(バター実需者)(例えば、乳業メーカー、アイスクリームメーカー、菓子・パン製造業者、乳酸菌飲料・清涼飲料メーカー、油脂メーカー、そうざい業者等)

[食品衛生法に基づく営業許可書の写しで確認]

(2) (1)を構成員とする協同組合等(例えば、乳業連合、洋菓子工業会など)

[団体の定款で確認]

(3) 乳製品の販売業者(いわゆる卸売業者)

[各企業の定款で確認]

2. 入札参加申込み手続き

入札参加希望者は、入札の前日までに、以下の書類を(独)農畜産業振興機構(機構)に提出することで、入札参加者として登録される。

ア 入札参加申込書

イ 1-(1)の者は、都道府県知事の営業許可書の写しまたは保健所長の営業許可書の写し

ウ 1-(2)、1-(3)の者は、定款

3. 入札保証金

入札参加希望者は、入札の前日までに、応札金額の5%以上の入札保証金を機構に納付する必要がある。

4. 落札者

○ 平成26年度及び27年度のバターの売渡入札における落札状況

(トン)

落札企業名	27年度	26年度
伊藤忠商事株式会社	397	1,442
伊藤忠食糧株式会社	74	
エムワイケミカル株式会社		30
株式会社オーシャン珈琲	149	85
株式会社カーギルジャパン		40
株式会社神國商店	450	233
株式会社京まるん	422	182
株式会社サニープレイス		5
株式会社三祐	342	
株式会社J-オイルミルズ	47	25
株式会社シャンバーグ	13	
株式会社東京シーフーズ	200	150
株式会社ヒラタ		99
株式会社ブリオジャパン	565	607
株式会社明治	880	98
株式会社ラトリア	67	110
栄屋乳業株式会社	79	164
清水商事株式会社		77
正栄食品工業株式会社	49	270
全国農業協同組合連合会		141
全国酪農業協同組合連合会	192	172
タカナシデーリィ株式会社	24	
高梨乳業株式会社	440	875
トーハン株式会社	96	24
日成共益株式会社	1,098	269
フォンテラジャパン株式会社	115	
フォンテラブランド株式会社	228	1,470
マルエス商事株式会社		175
森永乳業株式会社	374	2,459
守山乳業株式会社		10
雪印メグミルク株式会社	83	2,536
よつ葉乳業株式会社	1,926	1,173
LOPS株式会社	87	50

(参考：直近の公告事例)

バター的一般競争入札売渡しに関する公告

独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）は、所有するバターを以下のとおり売り渡します。

1. 入札の日時

平成27年7月14日（火）午前10時から11時まで

2. 入札に付する品目、数量及び規格

品目 バター（1箱25kg）
数量 1,115.325トン

規格

項目	規格
外観	均等に特有の淡黄色又はこれに近い色を呈し、はん点、波紋等が多くないもの
組織	横断面の状態に、水滴の遊離が多い等の著しい欠陥がないもの
風味	風味良好で酸味、飼料臭、牛舎臭、変質脂肪臭その他の異臭味をほとんど有しないもの
乳脂肪分	無塩バターは82.0%以上で、異種脂肪を含まないもの
水分	17.0%以下のもの
細菌数	1g当たり1,000以下
大腸菌群	大腸菌群が「陰性」のもの
カビ・酵母	カビ、酵母数が1g当たり、それぞれ100以下のもの

注1 上記規格は、輸入業務委託条件で提示したものであり、検査方法等については当機構ホームページ「機構が取り扱う乳製品の紹介」<http://www.alic.go.jp/operation/livestock/dairy-about.html>を御参照ください。

2 今回の売渡ロットの各項目の検査結果についてお知りになりたい場合は、当機構乳製品課までお問い合わせください。

3. 売渡明細書

別添のとおり。

4. 入札の方法

(1) 一般競争入札とします。

(2) 「指定乳製品等売渡要領」及び「指定乳製品等の売渡入札におけるインターネット入札の取扱いについて」に基づく入札とします。

5. 入札

- (1) 入札は、機構が貸与するインターネット入札システム（以下「システム」という。）を利用したインターネット入札（以下「インターネット入札」という。）または入札書（別紙1）の提出のいずれかの方法により行うものとします。
- (2) 入札書の提出先は、機構畜産需給部乳製品課とします。
- (3) 入札は、製造国、製造者及び保管場所等を一つの単位として売渡明細書で提示した入札区分（以下「ロット」という。）ごとに行うものとします。
- (4) 入札は、ロットごとにトン当たりの入札価格（消費税及び地方消費税に相当する額は含まない。）及び数量をもって行うものとします。
- (5) インターネット入札を行う者は、システムにより作成した入札書を1件のみ機構に1で示した時間内に送信するものとします。

6. 応札最小単位

応札の最小単位は、1.0トンとします。

7. 入札の無効

次の各号の1に該当する入札は、無効とします。

- (1) 買受申し込みに際し、虚偽の申告をした者がした入札
- (2) 入札書の入札価格を訂正した入札、円位未満の端数を付した入札、その他入札書が所定の記載方法によらない入札
- (3) 入札保証金等が応札金額の100分の5に満たない者がした入札
- (4) ロット別の入札に付した数量を超えて入札した者の当該ロットに対する入札
- (5) 他人に代理をさせた場合において、本人も入札したときのその本人及び代理人の入札又は2人以上の代理人がした入札
- (6) 他人の代理人として入札した者が同時に本人として入札した場合における代理人としての入札及び本人の入札
- (7) 2人以上の者の代理人となっている者がした入札
- (8) ファックス及び郵送による入札
- (9) インターネット入札を行う者が、システムにより作成した入札書を2件以上機構に送信した場合の2件目以降の入札

8. 入札参加資格者

入札参加資格者は、次のとおりとします。ただし、暴力団等の反社会的勢力に該当する者は入札参加資格者としません。

- (1) 食品衛生法第52条第1項の規定に基づく営業許可を受けたものであつ

て、その許可に係る営業が、次のいずれかに該当するもの

- ア 菓子製造業（パン製造業を含む。）
- イ アイスクリーム類製造業（アイスクリーム、アイスシャーベット、アイスキャンディーその他液体食品又はこれに他の食品を混和したものを凍結させた食品を製造する営業をいう。）
- ウ 乳処理業（牛乳（脱脂乳その他牛乳に類似する外観を有する乳飲料を含む。）又は山羊乳を処理し、又は製造する営業をいう。）
- エ 乳製品製造業（粉乳、練乳、発酵乳、クリーム、バター、チーズその他乳を主要原料とする食品（牛乳に類似する外観を有する乳飲料を除く。）を製造する営業をいう。）
- オ 乳類販売業（直接飲用に供される牛乳、山羊乳若しくは乳飲料（保存性のある容器に入れ、摂氏百十五度以上で十五分間以上加熱殺菌したものを除く。）又は乳を主原料とするクリームを販売する営業をいう。）
- カ 清涼飲料水製造業
- キ 乳酸菌飲料製造業
- ク 食肉製品製造業（ハム、ソーセージ、ベーコンその他これらに類するものを製造する営業をいう。）
- ケ 魚肉ねり製品製造業（魚肉ハム、魚肉ソーセージ、鯨肉ベーコンその他これらに類するものを製造する営業を営む。）
- コ マーガリン又はショートニング製造業
- サ 食用油脂製造業
- シ そうざい製造業（通常副食物として供される煮物（つくだ煮を含む。）、焼物（いため物を含む。）、揚物、蒸し物、酢の物又はあえ物を製造する営業をいい、ク及びケに該当する営業を除く。）
- ス 缶詰又は瓶詰食品製造業であるもの（アからシに該当する営業を除く。）
- セ 添加物製造業（食品衛生法第11条第1項の規定により規格が定められた添加物を製造する営業をいう。）

(2) 前号の者を構成員とする協同組合等

(3) 1号の営業許可を受けていない乳製品の販売業者

9. 入札参加申込みの手続き

(1) インターネット入札の希望者は、インターネット入札システムを貸与しますので、平成27年7月8日(水)正午までに機構あて申し込みください。

(2) すべての入札参加希望者は、平成27年7月13日(月)午後3時までに次の書類を機構に提出するものとします(郵送による提出可。ファックスにより提出した場合は、原本を入札時まで提出)。

ア 入札参加申込書(別紙2)

イ 8の(1)の者にあつては、その業種に係る都道府県知事の営業許可書の写しまたは保健所長の営業許可書の写し

ウ 8の(2)及び(3)の者にあつては、定款

10. 機構への登録

機構は、9の入札参加申込みの手続きの完了をもって、買受者の登録を行います。

11. 入札保証金の納付

(1) 入札参加希望者は、応札金額(消費税及び地方消費税に相当する額は含まない。)の100分の5以上の入札保証金を入札参加申込書提出時までに機構に納付するものとします。

(2) 銀行振込みの場合は、機構が指定する金融機関の口座(注)に振り込むものとし、機構が平成27年7月13日(月)までに入金を確認できるように行うものとします。

(注) 機構が指定する金融機関及び指定口座等は、次のとおりです。

<振込先の口座名義>

独立行政法人農畜産業振興機構 補給金口 佐藤 純二

金融機関名	本店名	預金種目	口座番号
三菱東京UFJ銀行	本店	普通預金	7637464
三菱東京UFJ銀行	東京公務部	普通預金	0400372
三井住友銀行	東京公務部	普通預金	0897376
りそな銀行	東京公務部	普通預金	6102919
百十四銀行	東京支店	普通預金	0068927
農林中央金庫	本店	普通預金	4007753
みずほ銀行	本店	普通預金	6561325

12. 入札結果の公表等

(1) 入札の結果は、当機構のホームページ(<http://www.alic.go.jp/index.html>)にて公表します。

(2) 機構は、入札により決定した買受人に対し、売渡通知書を交付します。

13. 契約の締結

(1) 契約の締結は、売渡通知書の交付を受けた買受人が契約保証金又は買受代金を納付することにより成立するものとします。

(2) 買受人に決定した者は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を平成27年7月21日(火)までに機構に納付するものとします。

契約金額は、ロットごとの落札金額に消費税及び地方消費税に相当する額（1円未満は四捨五入）を加算した金額の合計額とします。

14. 連絡先

独立行政法人農畜産業振興機構 畜産需給部乳製品課

住所：東京都港区麻布台2-2-1 麻布台ビル

TEL：03-3583-8603 FAX：03-3583-8473

(参考) 入札書記載例

平成〇年〇月〇日

指定乳製品等入札書

入札日を記載してください。

[種類: バター]

独立行政法人農畜産業振興機構

理事長 佐藤 純二 殿

所在地 〇〇県〇〇市〇〇

法人名 株式会社〇〇

代表取締役 〇〇 〇〇 印

貴機構の指定乳製品等売渡要領の諸条項を承諾の上、下記のとおり入札いたします。

記

ロット別の入札価格及び入札数量

ロット番号	入札価格 (円/トン)	数量 (トン)	ロット番号	入札価格 (円/トン)	数量 (トン)
26001	666,666	10.000			
26002	777,777	5.000			

5ケタのロット番号を記載してください。

単位(円/トン)に注意し、入札価格を記載してください。

単位(トン)に注意し、数量を記載してください。

(注) 入札価格には、消費税相当額を含めないこと。

(参考)	入札書合計枚数	入札合計数量 (トン)
	1	15.000

別紙2 入札参加申込書

指定乳製品等入札参加申込書

[種類： バター]

平成 年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 佐藤 純二 殿

所在地
名称
電話及びFAX番号
代表者氏名 印

貴機構が平成27年7月14日に行う指定乳製品等売渡しの一般競争入札に参加いたしたく、指定乳製品等売渡要領の諸条項を承諾の上、入札保証金 円を添えて申し込みます。

なお、入札保証金等の取り扱いについては以下のとおりをお願いします。

- 1 入札保証金等の納付方法
 - ア 機構指定口座への振込み
 - イ 現金持参
 - ウ 銀行振出小切手持参
 - エ 担保の提供

- 2 入札保証金等の返還方法
 - ア 金融機関へ振込み
 - 振込先金融機関名
 - 預金種類
 - 口座番号
 - 口座名義
 - イ 銀行振出小切手
 - ウ 担保の返還

- 3 くじを引く場合の一任について
 - ア する
 - イ しない

(3) に対する農林水産省回答

○ バターの社内消費及び社外販売の推移

(単位:トン、%)

	9年度	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
乳業メーカー供給量	89,000	82,000	83,000	83,100	90,900	89,800	89,000	89,400	84,700	89,700	91,100	77,900	77,600	83,900	72,650	69,700	71,400
社内消費	21,500	17,300	16,000	16,100	17,300	17,000	13,900	12,400	8,800	8,800	12,800	11,600	12,500	8,250	8,850	9,400	9,900
	(24.2)	(21.1)	(19.3)	(19.4)	(19.0)	(18.9)	(15.6)	(13.9)	(10.4)	(9.8)	(14.1)	(14.9)	(16.1)	(9.8)	(12.2)	(13.5)	(13.9)
社外販売	67,500	64,700	67,000	67,000	73,600	72,800	75,100	77,000	75,900	80,900	78,300	66,300	65,100	75,650	63,800	60,300	61,500
	(75.8)	(78.9)	(80.7)	(80.6)	(81.0)	(81.1)	(84.4)	(86.1)	(89.6)	(90.2)	(85.9)	(85.1)	(83.9)	(90.2)	(87.8)	(86.5)	(86.1)

資料：(独)農畜産業振興機構「乳製品の流通実態調査」

注1) 社内消費及び社外販売のカッコ内は、乳業メーカー供給量に占める割合(%)

注2) 乳業メーカーのグループ会社(乳業系)は、社内消費にカウントしているとのこと。なお、グループ会社の内訳は把握していないとのこと。

(4)、(5)に対する農林水産省回答

- 恒常的にバター不足が続いている原因について、消費者にわかるように端的に御説明いただきたい。(農林水産省の先般の御回答では、水際での輸入量は十分な量とのことでしたが、一方で消費者には行き届いていない実態もあるようです。この原因について、単に供給不安という消費者心理によるもののみとお考えか。御見解をお伺いしたい。)
- 関連して、バター不足に対するこれまでの取組と今後講じようとする取組の違いについて、消費者にわかるよう端的に御説明いただきたい。

1 平成26年秋以降、スーパー等でバターが品薄となりましたが、その主な要因は、高齢化や後継者不足により酪農家戸数が減少傾向にある中、平成25年夏の猛暑等の影響による生乳生産の減少により、保存性が高く牛乳・乳製品の需給調整弁であるバターの国内生産量が大きく減少したことを考えています。

農林水産省としては、牛乳・乳製品の安定供給のために必要な生乳生産基盤の強化に関する各般の支援を行っており、例えば、28年度予算においても、新規就農者対策や農家の施設・機器整備への支援などを要求しています。

2 また、国内生産が回復するまでの必要な量は、需給状況を勘案し適時輸入を行うことで賄っています。従前は、国際市場で一般的に流通しているバラバター(25kg、冷凍)を輸入することで、製造余力のできるメーカーに家庭用等のバターの製造・供給を促しておりましたので、流通までにタイムラグが生じる可能性がありました。

このため、本年度から新たな取組として、洋菓子店等で直接利用できる小物(1-5kg)の輸入を行うなど輸入方針の運用改善を図っております。来年度も輸入が必要な場合は、今年度の需給状況を踏まえつつ、ニーズに応じて小物の量を増やすなど必要な改善を鋭意検討していく方針です。

3 一方で、先日の農業WGにおける民間事業者からのヒアリングにおいて、バター入荷の確保について、大手はよいが中小は厳しいとお話がありましたように、全体量では足りていても、流通段階における偏在が存在することも事実であると認識しています。

このため、メーカーと卸売業者・小売業者との自由取引が基本ですが、本年度からは、農林水産省からも卸売・小売段階に対し需給状況を情報提供するとともに、流通段階における情報を収集・整理するなど、偏在解消への寄与に努めたいと考えています。

例えば、追加輸入のうち、本年度から新たな取組として、試行的に輸入することとした小物(1-5kg)に関して、輸入バター落札者へ販売先の報告を求めるなど農林水産省として関与できる範囲内で最大限努力していきたいと考えています。

4 なお、その他の要因としては、一時的な店頭でのバターの品薄が消費者の皆様の供給不安を招いたこと等により、家庭用バターの販売量が例年に比べ増加した(+15.4%(平成26年10月27日~12月28日の対前年比))ことは要因のひとつであると考えています。

このため、引き続き丁寧な情報発信に努めたいと考えています。